



JFRL

輸入食品等試験成績証明書

第 15112731001-0101 号  
2015年(平成27年)11月02日

依頼者 株式会社 徳潤

一般財団法人

日本食品分析センター

東京都渋谷区元代々木52番1号



2015年(平成27年)10月23日 採取した検体について分析試験した結果は次のとおりです。

品名及びブランド名	ショウキT-1 タンポポ茶	貨物の記号及び番号	DEZHOU DERUN BIO-TECH CO.,LTD
輸入数重量	1CT 12.00kg	着港年月日	2015年10月20日
船名又は航空機名	FPMC CONTAINER 7	生産国, 製造所名又は包装者名	CHINA DEZHOU DERUN BIOLOGICAL TECHNOLOGY CO.,LTD.
輸入業者名	株式会社 徳潤	通関業者名 電話番号	S G Hグローバル・ジャパン株式会社 06-6571-8291
住所	兵庫県神戸市中央区御幸通4-2-15	見本持出許可申請書又は 見本持出包括申請書番号	45257588710 2015年10月21日
電話番号	078-252-8918	検体採取者	一般財団法人日本食品分析センター 大阪支所 吉澤英樹
検査に関する連絡担当者 電話番号	一般財団法人日本食品分析センター 大阪支所 業務部 島津雅美 06(6386)1851		
その他	*****		

分析試験結果

分析試験項目	結果	定量下限	注	方法
清涼飲料水の成分規格	.....	.....	1	.....
一般規格	.....	.....		.....
混濁	適	.....		.....
沈殿物又は固形の異物	適	.....		.....
大腸菌群	適	.....		.....
個別規格(ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水)	.....	.....		.....
ヒ素(As <sub>2</sub> O <sub>3</sub> として)	適	.....		ジエチルジチオカルバミン酸銀法
鉛	適	.....		原子吸光光度法
サイクラミン酸	検出せず	0.005 g/kg		液体クロマトグラフ-質量分析法

本結果は当機関が認可を受けた業務規定に準じ厚生労働省令で定める基準に適合する方法で実施した検査によるものです。

注1. 食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の第1食品D各条○清涼飲料水。

以上